

科学技術イノベーションの基盤的な力に関するワーキンググループ（第3回）

議事要旨

1. 日時 平成28年12月9日（金）10:00～12:02

2. 場所 合同庁舎第8号館4階416会議室

3. 出席者

上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議 議員（座長）
久間 和生 総合科学技術・イノベーション会議 議員
原山 優子 総合科学技術・イノベーション会議 議員
有信 睦弘 理化学研究所 理事
江村 克己 日本電気株式会社 執行役員兼チーフテクノロジーオフィサー
角南 篤 政策研究大学院大学 副学長・学長
林 隆之 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授
宮内 忍 宮内公認会計士事務所長

【第3回プレゼン者】

福井 文威 政策研究大学院大学 助教授
佐藤 大吾 一般財団法人ジャパングビング 代表理事
中村 吉明 産業技術総合研究所 企画本部 副本部長

（オブザーバー）

文部科学省高等教育局（石橋 晶 国立大学法人支援課補佐）
文部科学省科学技術・学術政策局（橋爪 淳 科学技術・学術戦略官（制度改革・調査担当））
文部科学省研究振興局（斉藤 卓也 基礎研究推進室長）
経済産業省産業技術環境局（飯村 亜紀子 大学連携推進室長）

<事務局>

山脇 良雄 内閣府政策統括官
進藤 秀夫 内閣府大臣官房審議官
柳 孝 内閣府大臣官房審議官
星野 利彦 内閣府政策統括官付参事官

4. 議事

- (1) 大学等における多様な資金の獲得方策
- (2) 大学発ベンチャー、研究開発法人発ベンチャーを生み出すための制度の見直し
- (3) その他

5. 配付資料

資料1 ワーキンググループにおける論点整理（第1回及び第2回）（素案）
資料2 福井助教授 提出資料
資料3 佐藤代表理事 提出資料
資料4 中村副本部長 提出資料
資料5 今後のスケジュール（予定）
資料6 第2回ワーキンググループ議事要旨（未定稿）

参考資料1 「科学技術イノベーションの基盤的な力に関するワーキンググループ」の設置について（平成28年10月28日科学技術イノベーション政策推進専門調査会決定）

参考資料2 科学技術イノベーションの基盤的な力に関するワーキンググループ運営規則（平成28年11月10日科学技術イノベーションの基盤的な力に関するワーキンググループ決定）

参考資料3 科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ（仮称）（中間報告）（概要）（平成28年10月14日経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会決定）

参考資料4 大学改革等を中心とした制度改革について（平成28年10月6日第2回経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会 上山委員提出資料）

参考資料5 科学技術イノベーションの基盤的な力に関するワーキンググループにおける当

面の検討事項について

6. 議事概要

(1) 大学等における多様な資金の獲得方策

(2) 大学発ベンチャー、研究開発法人発ベンチャーを生み出すための制度の見直し

・質疑及び意見交換における主な発言は以下のとおり。

【有信委員】

- ・日本の大学の寄附の在り方を考える場合、単純に増やす観点だけでなく、受けた後の運用コストを考慮した制度設計が必要。
- ・アメリカやイギリスでは、建物を寄附した場合、その後のランニングコストは大学が負担するのか。

【福井助教授】

- ・ランニングコストは重要な問題。アメリカでは寄附募集や受入後の対応の影響で development officeのコストが1980～90年代に上昇している。
- ・ランニングコストの負担は、大学側の負担かはケース・バイ・ケースと思われる。

【原山議員】

- ・イギリスのバイオ分野の研究はウェルカム・トラストという非政府の助成機関から最初に助成を受けるケースが多い。シーズを生むための財源が公的資金からシフトしている。民間の専門組織の存在は大きく、日本でも望ましい形を考えることが必要。

【角南委員】

- ・相続やふるさと納税を活用した国立大学への寄附を増やすにはどうしたらよいか。制度上の問題があるか。

【佐藤代表理事】

- ・ふるさと納税の国立大学への活用は自治体の判断。自治体が寄附の用途先に国立大学を加えればいい。

【星野参事官】

- ・ふるさと納税の所管官庁は総務省で、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の所管官庁は内閣官房まち・ひと・しごと創生本部。確認したところ、自治体の判断で地元の国立大学を用途の対象に指定可能。

【柳審議官】

- ・ふるさと納税は地方税の付け替えのため東京都23区は対象外。
- ・企業版ふるさと納税も国立大学への支援が可能だが、自治体の地方再生計画に明確に書き込み、国の認定が必要。その地域以外の企業からの地方税の付け替えのため東京都23区は対象外。通常の寄附の3割控除ではなく6割控除になるため大きな控除となる。

【佐藤代表理事】

- ・日本はもともと所得控除しかなく、議論の結果、税額控除も選択可能となった。高額所得者には所得控除より税額控除の方が有利。しかし、国立大学への寄附は全てに税額控除が認められるわけではなく、対象拡大の要望もある。
- ・NPO法人も認定NPO法人や公益財団法人、公益社団法人などの適格性のある団体にならないと税額控除は認められない。日本ではまだ多くはない。

【柳審議官】

- ・民主党政権下で「第三の公共」の議論があった。国立大学は国がサポートし、私立大学は必ずしも国が全てサポートするものではないという考え方の下、国民から支援を期待して、私立大学に税額控除の制度が入った経緯がある。その後文部科学省の税制改正要望の結果、平成28年度に経済的な困窮者への奨学金・授業料免除等についてのみ、会計を区分して基金をつくり寄附を受けた場合、税額控除が受けられるようになった。
- ・一般的には税額控除の方が控除額は大きくなる。

【江村委員】

- ・大学、学部、学科に寄附する典型的なものが寄附講座。具体の数字の議論が一番大事。
- ・産業界にとって寄附は投資の一つの方法。大学との共同研究や寄附をうまくミックスしてデザインすることが必要。寄附だけでなく有機的な連携のためにすべきことの議論が重要。

【上山座長】

- ・大学本部に戦略的な資金がどういう形で入るのが関心事項。アメリカの多くの大学の総長からは寄附が一番大きな戦略的な資金だと聞いている。
- ・寄附業界において株式や譲渡性資産など、キャピタルゲインが入る資産に関心があるか。
- ・アメリカの大学ではdevelopment officeが通常の寄附と遺贈の寄附とカテゴリを分けて戦略的にアプローチしている。遺贈に関して要望や将来的な構想があるか。

【佐藤代表理事】

- ・遺贈は寄附業界におけるホットイシュー。金額が大きく、公益性の高い団体に対し寄附を希望する年配層は思いのほか多い。直接寄附すると譲渡税が掛かるなど税金の問題があり、そこを改善すれば遺贈の促進が可能。
- ・個人で財団を設立する際、お金を出すと税金が掛かる。また、公益財団は利害関係のある理事を3分の1以上入れられないルールがあり、社員による財団は寄附控除が得られない。例えば、現行の財団法人以外に、新しい財団法人の仕組みをつくり、役員に利害関係者を入れても構わないが毎年5%の資金を必ず助成するというルールを課したらどうか。ある程度のカバナンスを認めていけば財界人は喜ぶと思う。
- ・一般社団法人新経済連盟の2016年のメインテーマはフィランソロピー（民間が公益のために行うボランティア活動や社会貢献）。個人財団設立の政策提言について議論が行われている。

【上山座長】

- ・アメリカの大学への寄附はプライベートファンデーションからの規模が大きい日本には大型のものはない。アメリカではフォード財団やカーネギー財団など昔からの歴史があり、公益性の高い大学に対する寄附を行っている。財団には利害関係者の参加が認められており、財団をつくる人たちへの強いインセンティブになっている。

【佐藤代表理事】

- ・プライベートファンドからの寄附は期待できると感じている。

【久間議員】

- ・欧米の仕組みを日本に導入すべきという議論は通用しない。歴史も文化も違う。どうすれば日本で寄附金を出せる仕組みをつくれるかという議論をすべき。
- ・大学への教員への寄附は個人、大学組織への寄附は組織で行うべき。

【佐藤代表理事】

- ・寄附は基本的には個人が行うもの。企業はコーポレートガバナンスの監視下であり、経済合理性のない行為は株主に対する利益相反になるという考え方もある。アメリカやイギリスと比べ、GDP比でも日本の個人寄附は遅れているので、のびしろがあると感じている。

【久間議員】

- ・日本では社会に対する貢献をあまり考えず、自分のことだけを考える人が多い。社会的な風土をどう変えていくか。
- ・京都大学の山中教授が寄附を集められたのは、ノーベル賞を受賞されたこと、マラソンを行っていること、それから身近な問題を解決する医療ということが非常に大きいと思う。

【宮内委員】

- ・評価性資産を寄附する場合、会計の世界でも、維持し続けるか、使い切るかは寄附者の意図に基づき決定するという考え方がある。
- ・日本では建物を寄附したときに維持を希望して寄附する人はほとんどいない。経営者の判断であり扱いに困ることがある。評価性資産のうち市場で換金できるものや配当が継続して得られるものは扱いやすい。
- ・ユニセフでは、評価性資産は売却を前提に受け入れている。
- ・寄附を受け取る側が使いやすいという意味で、マーケット性のあるもの、利益を出し続けるものの窓口の拡大は重要。遺贈による寄附は日本は世界と比べて遅れておりどうするかがこれからのテーマ。
- ・資産を公益的な目的のために寄附する場合、租税特別措置法第40条により譲渡所得が非課税になる。ただし、譲渡価格は取得時のまま。これが譲渡時の価格で寄附控除できるようになれば大きなメリットであり寄附の誘引効果が期待できる。
- ・クラウドファンディングのような少額の寄附は目的が明確になっていた方が集めやすい。
- ・国立大学では周年記念の寄附募集に異論は出ないが、特定の研究開発へ募金を大学として行

うコンセンサスが得られにくい。クラウドファンディングが進まない要因。

【上山座長】

- ・アメリカでは特定の病気の研究に対し資金を提供する団体をつくることがありインパクトが大きい。目的が明確で社会的な認知度も高くお金が集まる。日本でも大学病院などに特定の目的でお金を出したいと思う人はいるのではないか。

【有信委員】

- ・寄附集めのベースは同窓会。日本の国立大学では同窓生管理があまり行われていない。大学の成果である教育の結果をフォローアップする体制にない。教育に責任を持つ体制ではないので、卒業生が大学の世話になったと感じておらず、大学に寄附で戻す感覚にならないことがアメリカと日本の大学の大きな違い。根本的な考え方を変えることが必要。

【原山議員】

- ・目的志向をはっきりさせたNPOをいかに育てていくかという問題もある。
- ・寄附集めには人件費などのコストも掛かる。最終的な寄附金額が微々たるものにならないようコスト計算も必要。

【上山座長】

- ・理化学研究所で講演した時に、若い研究者の間に小口でもお金を集めないといけないという強い意識を感じた。特に30～40代の海外経験のある人は感覚が違う。産業技術総合研究所の中でも第三の道として寄附の意識があるか。

【中村副本部長】

- ・第三の道として寄附があると思っている。例えば、産総研では橋渡し等が中心で知的基盤の部分にお金が回りにくくなっているが、その部分に共感する国民もあり、分野限定で寄附を集めようという動きがある。

- 了 -